型式適合認定に関する公示

一般社団法人日本膜構造協会　型式29―03号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成30年１月16日

一般社団法人日本膜構造協会
会長　菅原　進一

建築基準法施行令第136条の２の11第１号イに掲げる建築物の部分

有限会社ノヴェルデザイン

型08Ndce0070037　平成29年11月２日
型08Ndce0070038　平成29年12月13日

太陽工業株式会社

型08Ndce0010111　平成29年11月20日
型08Ndce0010112　平成29年12月１日
型08Ndce0010113　平成29年12月１日
型08Ndce0010114　平成29年12月25日

公示送達

仙塩広域都市計画事業宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知書及び同法第109条第１項の規定により交付する減価補償金の通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成30年１月16日

仙塩広域都市計画事業宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　多賀城市
代表者　多賀城市長　菊地健次郎

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　髙須賀　悟
住所　不明

２　通知の内容

⑴　換地処分通知書

土地区画整理法第103条第１項の規定により、仙塩広域都市計画事業宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において定められた、次のとおり換地処分をします。

記

従前の土地
所在　多賀城市宮内一丁目66番６
地目　公衆用道路
地積　21㎡（21.45㎡）
権利価額　46,075円
清算金交付　46,075円

⑵　減価補償金通知書

仙塩広域都市計画事業宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地、又は宅地について使用収益することができる権利について土地区画整理法第109条第１項の規定による減価補償金を交付することとなりましたので、次のとおり通知します。

この減価補償金の交付の時期及び方法については、追って通知しますが、あなたより徴収すべき清算金があるときは、同法第111条の規定により、その清算金と相殺しますのでご承知下さい。

記

従前の土地
所在　多賀城市宮内一丁目66番６
地目　公衆用道路
地積　21㎡（21.45㎡）
減価補償金　50円

⑶　⑴及び⑵に関する教示

ア　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。

イ　この処分については、上記アの審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、多賀城市を被告として（訴訟において多賀城市を代表する者は多賀城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記アの審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ウ　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して一年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して一年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

３　備考

換地処分及び減価補償金に係る明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを多賀城市宮内一丁目116番１所在の掲示場に掲示します。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十六日
青森県十和田市東三番町七番九号
代表清算人　株式会社大徳
大下内綾子

解散公告

当社は、平成二十九年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十六日
岩手県花巻市石鳥谷町滝田第一七地割三四番地一
有限会社大釜建築
代表清算人　大釜　正治

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十六日
岩手県盛岡市月が丘三丁目二五番三号
株式会社綜合設備産業
代表清算人　田屋　慶一

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十一年一月三十日解散いたしましたので、当社に以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十六日
茨城県小美玉市羽鳥九一番地六
株式会社九
代表清算人　柴田　サイド

解散公告

当社は、平成二十九年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十六日
埼玉県川口市戸塚鋳町二七番六号
有限会社浅野興業
清算人　浅野　恒太

第10期決算公告

平成30年1月16日
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
国際ビル9階
STARHILL GLOBAL REIT JAPAN SPC ONE PTE. LTD.
日本における代表者　森田　威
貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）
（単位：シンガポールドル）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,106,513
	固定資産	52,513,327
	合計	**58,619,840**
負債及び純資産の部	流動負債	2,000,156
	固定負債	56,088,383
	資本金及び資本剰余金	475
	利益剰余金	530,826
	合計	**58,619,840**